



マイナちゃん

あなたのマイナンバー、通知が始まります。

10月からお届けするよ！



通知カードは、大切に保管しましょう。

○問合せ先 総務課行政係 ☎内線 322
※転出などの手続きについて：市民生活課住民係 ☎内線 124

1. マイナンバー制度について

国民一人一人に **12桁の個人番号（マイナンバー）** を付番することで、国・県・市町村がバラバラに管理している社会保障・税・災害に関する情報のやり取りをスムーズにし、住民の利便性の向上（福祉関係などの申請をするときに所得証明書などの添付書類が減ります）や市役所で行っている事務の効率化などを実現するための社会基盤です。

2. マイナンバーの通知について

平成 27 年 10 月から、松浦市に住民登録があるすべての人に、12 桁のマイナンバーを記載した通知カードを送付します。通知については、世帯単位で簡易書留（世帯主あて）で送付します。

また、通知カードは転送されません。郵便局へ転送届を出されている人には届きませんので、**実際に住んでいる住所と住民票の住所が異なる人は、住所を移す手続きをお願いします。**

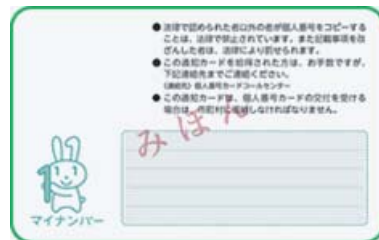


【通知カードイメージ（案）】

（表）



（裏）



3. 通知カードについて

通知カードは、転出・転入・転居の手続きの際や行政機関の窓口などでマイナンバーを求められた際に利用します。

また、会社員の人は、税や社会保障関係の手続きのために事業所からマイナンバーを求められる場合があります。

再発行には時間がかかる場合があるから、なくさないでね！



「婚姻届」・「出生届」デザイン 市民審査員募集！

申込・問合せ先

松浦市婚活支援相談窓口
(政策企画課内) ☎内線 313
FAX 0956-72-1115

松浦市が募集する「婚姻届」・「出生届」デザインの中から、最優秀賞・優秀賞・入賞作品を選定するため、選定に意欲・関心のある人を募集します。

【募集人数】 10人

【募集期間】 9月1日(火)～30日(水)

【応募資格】

応募日現在で、次の条件をすべて満たす人

- ①市内に在住または勤務、通学する人
- ②18歳以上の人

【応募方法】

応募用紙に必要事項（氏名・性別・生年月日（年齢）・住所・通勤・通学先・電話番号・職業・応募動機）を記入のうえ、郵送またはFAX、持参で提出してください。

応募は1人1通とし、それを超える場合は無効とします。なお、応募書類は返却しませんので、「ご了承ください」。

【選考方法・発表】

抽選により決定します。なお、選考結果は申込者全員にお知らせします。

【謝礼】

審査会への出席ごとに5,500円をお支払いします。

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。また、松浦市婚活支援相談窓口のほか、市内各支所・出張所でも受け取りできます。

天神書簡 ～福岡事務所便り～



松浦売り込み大作戦 ～2015夏 meets!～

福岡事務所シティプロモーションチームは、青い日の丸と青い大漁旗のシンボル「meets!」を背負って、この夏も、西へ東へと飛び回る日々が続いています。

7月には、福岡事務所から近藤健所長が、観光物産協会の高橋識弘事務局長と東京へ。松浦市のふるさと納税をサポートしていただいている(株)さとふるにて、ソフトバンクグループ関係者約200名の参加者を前に、松浦市をPRしてきました。(株)さとふるの藤井社長(写真右)、高松取締役(写真左)ほか、最後は、会場の参加者全員で友好の「ミーツ!」。ファンクラブ「meets!」の会員拡大にまた一歩前進。

さて、一方、中村友香シティプロモーション推進員は、福岡のラジオ「FM FUKUOKA BUTCH COUNTDOWN RADIO」メッシュラングルメ研究所(金曜18時)のスタッフを連れて、青島の島ガキの生産現場と新松浦漁業協同組合青島加工所で、青島かまぼこをつくっている様子取材。その魅力をたっぷり福岡に持ち帰っていただきました。シティプロモーション「meets!」は、まだまだ続きます!



FM福岡のグルメ取材班も驚いた! 添加物なしの上質な青島かまぼこをつくる崎村さんと、濃厚な味わいの島ガキを養殖する辻山さんと谷川さん(左)



出会いと友好の証。3本指でミーツ!



お問い合わせ・ご意見など 商工観光課福岡事務所 ☎092-406-2180 Eメール matsura.f@city.matsura.lg.jp

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 0956-72-1861

詐欺的なサクラサイト商法にご用心!

情報化社会では、タブレット、スマートフォンなどの普及により、SNSやメールを使って友人や知人とリアルタイムで会話ができ便利になった反面、思わぬ落とし穴が潜んでいます。

サクラサイトとは、サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などに成りすまして消費者の気持ちを利用してサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、その都度に支払いをさせるサイトと言います。このような「サクラサイト」でお金を支払ってしまったという相談が多く寄せられています。

<事例>

- ①無料SNSで好きなタレントのページにリンクを貼って利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、「事務所に内緒なので、別サイトでやり取りしたい」と別サイトに誘導された。メール交換のためにポイント購入で260万円支払ったが、だまされたのだろうか。(30歳代・女性)
- ②副業サイトの投稿サイトを見てURLをクリックしたところ、「男性から悩みを聞けば収入を得られる」とあり登録し、「8,000万円をあげる」と言う男性とやり取りをした。無料と聞いていたのにサイト内のレベルアップ費用、文字化け解除費用などが掛かると言われて4日間で約150万円を支払ってしまった。(40歳代・女性)
- ③ゲームサイトに登録したところ、奨励金がもらえるというメールが届くようになり、無料とあったので案内されたURLにアクセスしたら出会い系サイトにつながった。「女性は登録も利用も無料」「メール相手の悩みを聞けばお金がもらえる」などとありメールを続けたが、途中から「奨励金を受け取るためには会員ランクをそろえる必要がある」などと次々と高額なポイント料の請求を受け、約400万円の支

払いを指示されるまま続けたが、いつまでたってもアドレス交換や振込先口座も伝えられず、報酬は一切受け取れなかった。(30歳代・女性)

<ひとこと助言>

1. 携帯ゲームサイトへの登録のほかに占いサイト、懸賞サイトなどへの登録が、出会い系サイトへのきっかけになるケースも見受けられます。「お金をあげる」「簡単な内職で高収入」などのメールは無視してください。
2. 将来得られるという収入を前提とした支払いをしない。メール交換、ランクアップなどサービスを受けるたび料金が発生する仕組みの場合は特に注意が必要です。
3. 身分証明書などの提示を求められても、安易に個人情報を教えてはいけません。
4. 不安に思うことがあればメールなど証拠を保存し、できるだけ早く消費生活センターや警察に相談してください。

※おかしいと思ったら、消費生活センターへご相談ください。